

令和4年9月26日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 井澤郁人
同 片倉章博
同 金子修一

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
市民部 協働推進課
- 2 監査実施日
令和4年6月29日
- 3 監査結果の公表日
令和4年7月27日（平塚市監査委員公表第14号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 平塚市協働事業審査会委員報酬の執行について、支出負担行為の時期に誤りがあった。平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 今回、支出負担行為の時期に誤りがあったことから、今後は報酬の執行事務手続きを確認するチェックリストを作成し、担当内でのダブルチェックを徹底するとともに、市財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行います。

以上